

昭和59年3月30日 第13号

# 東京都社会保険労務士会 会報

## 千代田・中央支部

発行所 〒101 東京都千代田区神田須田町1-18(共同ビル8階) 東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合  
東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL 03(254)5691 発行人 榊原 正平

### 社会保険労務士制度改善に関する 今後の方向について

研 修 委 員 会

日 時 昭和59年2月10日 午後2時30分  
場 所 電設工業健保会館  
講 師 全国社会保険労務士会連合会  
専務理事 松 尾 弘 一 氏



#### 講演要旨

常日頃から連合への協力お礼の言葉につづいて、本来、岸良明氏が本日の講師として参る予定であったが、アメリカ出張のため、私が、代ってお話しをすることになったことの説明の後、研修に入った。

その要旨は、最近連合会の中に設置された社会保険労務士制度改善委員会において取り上げられた、業務改善小委員会について、又、現代におけるコンピューターとの問題についてお話しをされ、主管省庁の諸制度の中に参加する社会保険労務士の活躍の場を設けてゆきたいと、その抱負を語られた。

その後質問に入り、会館建設の予定はないか等の質問に答えて、研修を終えた。

# 厚生年金保険法の改正について

研 修 委 員 会

日時 昭和 59 年 3 月 8 日

午後 2 時 30 分

場所 電設工業健保会館

講師 厚生省年金局年金課

企画法令第 2 係

主査 中 尾 信 一 氏

定刻、榊原支部長から開会の挨拶があり、早速、中尾講師の研修に入った。最初に今回の改正法の中に、5 人未満法人企業の段階的適用を盛り込んであることが、社会保険労務士の皆様の、業務拡大につながるのではないかと思うと、コメントがあり、次いで、下記のような改正法の概要説明があった。会員参加は 150 名であった。

## 年金制度改正案の概要

### I 改正の趣旨

1. 本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性のある発展を図るため、制度の一元化を基本に据え、制度全般にわたる基本的な改革を推進する。

2. このため、全国民共通の基礎年金を設けると共に、給付と負担の長期的な均衡を確保するための措置を計画的に講ずるものとする。

3. 昭和 59 年においては、第一段階として、国民年金・厚生年金保険及び船員保険の一元化を図る。

### II 改正の基本的考え方

1. 制度体系の再編成——基礎年金の導入

①国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する。

②厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給するほか、被用者の特殊性に応じた給付を行う。(いわゆる 2 階建年金)

③基礎年金は、社会保険方式による個人単位の給付とする。

④船員保険(職務外年金部門)は、厚生年金保険に完全に統合する。

### 2. 給付の適正化

①被用者世帯の年金(厚生年金保険)については、夫婦と単身の給付水準を分化し、そのバランスの適正化を図る。

②被用者世帯(厚生年金保険加入)の標準的な年金水準については、受給者の平均加入年数の伸長を考慮し、おおむね現在の水準が維持されるよう給付算定式を設計する。

③1 人 1 年金の原則に基づき併給調整を行う。

④既裁定年金については、従来どおりの扱いとし、その給付水準を維持する。

⑤年金額の物価スライドの実施時期は、4 月とする。

### 3. 婦人の年金権の確立

すべての婦人に国民年金を適用することにより、固有の基礎年金を支給する。

### 4. 障害年金の改善

20 才前に障害が生じた者についても、障害基礎年金を支給する。

## III 改正の内容

### 1. 適 用

(1) 国民年金 被保険者の範囲に、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者(20 才以上 60 才未満)等を加える。また、60 才以上 65 才未満の者及び在外邦人については任意加入を認める。なお、任意加入しなかった在外期間等については、資格期間に算入する。(給付額の計算基礎とはしない。)

(2) 厚生年金 65 才未満の一般被用者(厚生年金保険と国民年金の 2 制度に同時に加入することになる。)

## 2. 給 付

国民年金の基礎年金は、老齢基礎年金・障害基礎年金及び遺族基礎年金とし、昭和36年4月1日（国民年金発足時）以後の公的年金各制度への加入期間（国民年金への任意加入期間を含む。）に基づき給付とする。

厚生年金保険の報酬比例の年金は、老齢厚生年金・障害厚生年金及び遺族厚生年金とし、原則として、基礎年金の給付が受けられることを要件とする。

### (1) 老齢給付

#### ア. 国民年金

①老齢基礎年金は、65才から支給する。ただし、被保険者期間（保険料滞納期間を除く。）が25年に満たない者には支給しない。

②老齢基礎年金の額は、60万円（月額5万円）（昭和59年度価格。金額については以下同じ。）とする。ただし、保険料納付の不足期間がある場合には減額する。また、施行日、（昭和61年4月1日。以上同じ。）において60才以上の者については従前どおりとする。

③厚生年金保険の配偶者加給の算定対象となっていた妻には、施行日における年齢に応じて、経過的に加算を行う。

#### イ. 厚生年金保険

①老齢基礎年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、老齢厚生年金を支給する。

②老齢厚生年金の額は、（平均標準報酬月額） $\times$ （10/1,000 $\sim$ 7.5/1,000） $\times$ （被保険者期間）とする。この乗率は、昭和81年までに20年かけて逡減する。

③60才から65才に達するまでの間は、当分の間、独自の給付として老齢厚生年金（定額部分プラス報酬比例部分）を支給する。この定額部分は、昭和81年までに20年かけて逡減する。なお、低所得者在職老齢年金（60才から65才に達するまでの間）の支給限度額は引き上げる。

④老齢厚生年金の受給者に生計を維持されている配偶者があるときは、配偶者が65才に達するまでの間、配偶者加給年金を支給する。

また、生計を維持されている子があるときは、次の額の加給年金を支給する。

子が1人のとき 18万円（月額1万5千円）

子が2人のとき 36万円（月額3万円）

子が3人以上のとき36万円（月額3万円）に1人増すごとに6万円（月額5千円）を加えた額。

### (2) 障害給付

#### ア. 国民年金

①原則としてすべての成人障害者に対して障害基礎年金を支給する。

(ア)一定の保険料の滞納（加入すべき期間の1/3以上）がない限り、障害基礎年金を支給する。

(イ)20才前に障害が生じた者（既裁定の障害福祉年金受給者を含む。）についても、障害基礎年金を支給する。この場合の扶養義務者所得制度は撤廃する。

②障害基礎年金の障害の範囲は、現行国民年金の1級障害程度とする。

③2級障害基礎年金の額は、60万円（月額5万円）、1級障害及び2級障害基礎年金はその1.25倍とする。障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子があるときは、障害基礎年金の額に次の額を加算する。

子が1人のとき 18万円（月額1万5千円）

子が2人のとき 36万円（月額3万円）

子が3人以上のとき 36万円（月額3万円）に1人増すごとに6万円（月額5千円）を加えた額。

#### イ. 厚生年金保険

①障害基礎年金の対象となる障害が厚生年金保険の被保険者中に生じたものであるときは、障害厚生年金を支給する。

②障害基礎年金に該当しない程度の障害であっても、厚生年金の障害等級表に該当するときは、障害厚生年金（3級）を支給する。

③障害厚生年金の額は（平均標準報酬月額） $\times$ 7.5/1,000 $\times$ （被保険者期間）とする。ただし、被保険者期間が25年未満の場合は25年とみなして計算し、1級の年金額はこの1.25倍とする。

④事後重症の5年の制限を撤廃する。

### (3) 遺族給付

#### ア. 国民年金

①遺族基礎年金は、18才未満の子を有する妻及び18才未満の子に対して支給する。ただし、死亡者に一定の保険料の滞納（加入すべき期間の1/3以上）がある場合には支給しない。

②妻に支給する遺族基礎年金の額は、60万円（月額5万円）とし、生計を維持されている子があるときは障害基礎年金の場合と同様の加算を行う。

#### イ. 厚生年金保険

①厚生年金保険の被保険者等が死亡した場合は、遺族厚生年金を支給する。遺族の範囲は、遺族基礎年金の対象となる遺族のほか、子のない妻、60才以上の夫・父母・祖父母及び孫とする。

②遺族厚生年金の額は（平均標準報酬月額） $\times 7.5/1,000 \times$ （被保険者期間） $\times 3/4$ とする。ただし、死亡した者の被保険者期間が25年未満の場合は25年とみなして計算する。中高齢の子のない妻について所定の額の加算を行う。

#### (4) その他 ア. 支給開始年齢

厚生年金保険の女子の老齢年金の支給開始年齢を、昭和75年に60才とするよう段階的に引き上げる。

#### イ. 厚生年金保険の各種特例の廃止

中高齢者の老齢年金の受給資格期間の特例（40才以上15年）・第4種被保険者制度・第3種被保険者期間計算の特例（4/3倍）を所要の経過措置をもって廃止する。

ウ. 国民年金の死亡一時金、寡婦年金及び付加年金は自営業者等被保険者の独自の給付とする。また、老齢福祉年金は従前とおりとする。

### 3. 費用負担

#### (1) 基礎年金の財源

①基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、国庫負担及び厚生年金保険制度からの拠出金により賄う。

②厚生年金保険制度が負担する拠出金の額は次の式により算出するものとする。

$$\frac{(\text{基礎年金の給付に要する費用}) \times (\text{厚生年金保険の被保険者数}) + \left( \frac{\text{左の被扶養配偶者数}}{\text{国民年金の総被保険者数}} \right)}{(\text{国民年金の総被保険者数})}$$

注：「被保険者」については、自営業者等被保険者にあつては保険料納付者とし、厚生年金保険の被保険者にあつては20才以上60才未満の者とする。

#### (2) 保険料

①国民年金の保険料は、昭和61年4月から6,800円（59年度価格）とする。ただし、厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者は、国民年金の保険料の負担は要しない。

②厚生年金保険の保険料率は、男子については12.4%（労使折半負担。以下同じ。）とし、女子については11.3%とする。また、女子の保険料率については、引き続き、男子の保険料率との格差是正を図る。

#### (3) 国庫負担

給付に対する国庫負担は、原則として、基礎年金について行うものとし、その負担率は3分の1とする。

#### 4. その他

##### (1) 年金積立金の管理運用の改善

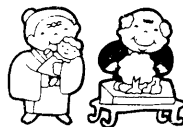
年金積立金の管理運用については、年金制度の趣旨に沿った方向でその改善を図る。

##### (2) 審議会の再編成

国民年金審議会と社会保険審議会厚生年金保険部会を統合再編成し、年金審議会とする。

### IV 施行時期

原則として昭和61年4月1日とする。



## 労働保険説明会を開催 (社会保険労務士制度の活用をPR)

広 報 委 員 会

日 時 昭和59年 3月16日 (金)

午後 2 時30分～ 4 時30分

場 所 (社)中央労働基準協会

共 催 中央労働基準監督署 (社)中央労働基準協会

対 象 労働保険新規加入事業所

申 込 21事業所

かねてからの懸案であった、労働保険に関する第一回説明会が、3者共催で開催された。当日は生憎く、朝からの雨が午後にはみぞれに変わるという悪天候にもかかわらず、定刻前には各事業所担当者が出席され、定刻に中央労働基準監督署刑部労災次長よりご挨拶があり説明会に入った。

最初の労働保険の加入と手続きに関する30分は、新堀社会保険労務士が担当、続いて労災保険の給付関係を、中央労働基準監督署大山労災課長が説明され、最後を相馬社会保険労務士が、労働保険と健康保険、厚生年金保険とのからみと、社会保険労務士制度の活用のPRを担当された。

出席された方々は、熱心に耳を傾け、メモを取る姿が見られ、4時より質問を30分にわたって受けましたが、定刻過ぎまで質問が続き第1回説明会は盛会裡に終了した。

の解消と、社会保険労務士制度のPRと、我々にとっても有意義な説明会であった。毎月1回を開催予定とし、次回は4月13日(金)同時時間帯で開催が確定しており、毎回当支部より、臨時労働保険指導員の委嘱を受けたなかから講師を2名派遣する予定である。

またこの説明会は、前述の通り社会保険労務士制度活用のPRには絶好の機会でもあるので、近く当委員会が窓口となり、開業社会保険労務士名簿の作成に着手する予定である。

### 四 社会保険事務所長よりの感謝状

#### 受賞返礼賀詞交換会

##### 第一部会 厚生委員会

昭和59年の松の内、1月11日、電設工業健保会館にて、4社会保険事務所の2所長外17名をお招きして、昨年11月中旬に当支部50名の受賞への返礼を兼ねた賀詞交換会が催されました。司会者は名司会者として名高い通称“銀富”こと富田広報委員長、いつも乍らの名調子に、松の内ということもあってか、最初から大変盛り上った新年パーティーとなり、電設健保の、ご好意で用意された音楽にあわせて、歌に、踊りに……中国服の某先生も現われて3時間におよぶ祝賀会となり、新しい年の幕あけにふさわしい感謝の夕べでした。

ご来賓は次のとおり(敬称略)

麴町社会保険事務所

小林所長、岡部次長、池田副長、福士・岡本・矢ヶ部適用第一・第二・第三課長

神田社会保険事務所

石井所長、細谷次長、紺木副長、荒井・五関適用第一・第二課長

日本橋社会保険事務所

井原次長、宮崎副長、高柳適用第二課長  
京橋社会保険事務所

木田次長、棟方副長、北爪・野崎・小泉  
適用第一・第二・第三課長

## 新春への誓いも一つに

### — 新春交歓会 —

#### 厚生委員会

千代田・中央支部主催の新春交歓会が、2月10日（金）午後4時から電設工業建保会館で開催されました。

この会は、当日、同会館で開催された講演会（テーマ「社会保険労務士制度改善に関する今後の方向について」講師・全国社会保険労務士会・松尾専務理事）に引続き開催されたもので、60余名の会員が参集しました。

会は、榊原支部長の開会挨拶に続いて、当

日来賓としてご臨席いただいた関係行政機関の幹部の皆さんと、橋高東京会々長のご挨拶、新堀副支部長の発声による乾杯の音頭と進行に、いつしか場内は、新春を寿ぎ、お互い誓い合う、和気あいあいの空気で充ちあふれるばかりの盛りあがりを見せたところで、浦木副支部長の軽妙・洒脱な「締め」で名残りつけない幕をとじました。

#### 囲碁同好会への御案内

此度囲碁同好の士を集い、日本棋院の社労士会支部を結成したい所存です。同好の士は振ってお申込み下さい。

世話人 台東支部 松本 武吉

千代田・中央支部 山下大九郎

申込先 松本事務所 ☎ 03-844-3331

#### あ と が き

本号は増刊号で、研修会特集号ともいうべき出来上りでご参考に供すれば幸いです。

雪模様のうちに、いよいよ仕事の春「春の陣」（労働保険年度更新業務）の到来です。

5月15日までの長丁場をどうぞお元気で、諸兄弟のご健闘を切に祈ります。

